

労働時間の状況の把握義務について

労働時間の状況の把握義務 安衛法66条の8の3、安衛則52条の7の3 H30.12.28基発1228第16号

1 対 象	<u>すべての労働者</u> (高度プロフェッショナル制度対象者を除く)
	<u>各労働者の労働日ごとの「労働時間の状況」(出退勤時刻・入退室時刻等)の記録を把握</u> <div style="border: 1px solid #ccc; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p><u>ポイント1</u> 「労働時間の状況」とは、労働者がどの時間帯にどの程度の時間労務を提供し得る状態にあったのかを把握するものであり、始業・終業時刻から休憩時間を除いた「労働時間」とは異なります。</p>  <p>ただし、労働時間数を適正に把握し賃金台帳に記入した場合には、その労働時間の把握をもって、労働時間の状況の把握に代えることができます。</p> </div>
2 すべきこと	

健康管理の観点から、管理監督者を含む

「すべての人」の「労働時間の状況」が
客観的な方法その他適切な方法で把握されるよう法律で義務づけ

割増賃金(深夜割増除く)が発生しない労働基準法上の
「管理監督者」も把握義務があるので、注意しましょう！

<事務所より>

勘違いしやすいところとして、管理監督者の方で深夜帯に働く方には深夜割増が発生しますので、あわせてご注意ください。

7月の年金相談日は「4、11、18、25日」です。ご迷惑をお掛けしますが、よろしくお願ひいたします。



詳しくは当事務所までお気軽にお問合せ下さい

えとう社会保険労務士・行政書士事務所

田村市船引町東部台三丁目43番地 ☎ 0247-82-6265
<https://www.eto-srgs.com/> Mail : info@eto-srgs.com